

新宿駅周辺防災対策協議会の取組

新宿ルールに基づく

震災時の新宿駅周辺地域の混乱防止に向けて

新宿駅周辺防災対策協議会

令和6年 6月

目次

1 協議会概要

- (1) 目的 1
- (2) 経緯 1
- (3) 対象地域 2
- (4) 想定する状況 4
- (5) 協議会が定める新宿駅周辺地域の
防災対策の基本方針『新宿ルール』 6
- (6) 協議会の体制 7

2 平時の活動

- (1) 年間活動の流れ 8
- (2) それぞれの活動 8

3 災害時の活動

- 新宿ルール実践のための行動指針 9

- ※ 新宿駅周辺防災対策協議会 会員名簿 10

1 協議会概要

(1) 目的

新宿駅は、乗り入れ鉄道会社数 6 社、1 日あたりの乗降客数約 250 万人を誇る巨大ターミナル駅であり、駅の周辺には大小様々な商業施設やオフィスが多数立地している。そのため新宿駅周辺地域は昼夜を問わず常時多数の人が行き交い、活気に満ちている。

一方で、ひとたび大規模地震が発生すると、街の賑わいは混乱へと転じてしまう。例えば平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生時、鉄道網の機能停止により発生した多数の滞留者や自動車の渋滞等により、新宿駅周辺地域の道路は輻輳し、行政組織等による応急対応に支障が生じることとなった。

また、令和 4 年に東京都によって発表された『首都直下地震等による東京の被害想定報告書』においても、新宿駅周辺地域では最大で 37,569 人の滞留者が発生するとされている。

しかしながら、大規模地震発生直後、自治体、消防、警察等の行政組織は、救命救助に重点を置かざるを得ないため、新宿駅周辺地域の混乱に対しては、十分な支援を行えない可能性が高い。そのため新宿駅周辺地域では、民間組織と行政組織が協力して『新宿駅周辺防災協議会』を組織し、大規模地震発生時の混乱防止のための取組を推進するために運営している。

(2) 経緯

- | | |
|-------------|--|
| 平成 14 年 2 月 | 『新宿区帰宅困難者対策推進協議会』発足
・・・新宿区、特に新宿駅周辺地域の混乱防止に取り組む |
| 平成 19 年 6 月 | 『新宿駅周辺滞留者対策訓練協議会』へ改組
・・・全国発のターミナル駅周辺の混乱防止訓練を実施 |
| 平成 21 年 4 月 | 『新宿駅周辺防災対策協議会』へ改組
・・・検討課題を帰宅困難者対策から、
新宿駅周辺の防災まちづくりへと拡大 |

(3) 対象地域

協議会の主な対象地域を、下図の赤枠で示す。



※ 都市再生緊急整備地域の「新宿駅周辺地域」に甲州街道以南の一部のエリアを追加したものであり、新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会が対象としているエリアと概ね同一のものである。

※ 大規模地震発生時、協議会は被害状況に応じて、地域の情報の共有拠点である地域本部を設置する。

【図中 ● (黄色) : 東口地域本部設置予定場所 (新宿区役所分庁舎 1 階)

【図中 ● (青) : 西口地域本部設置予定場所 (工学院大学新宿キャンパス 1 階)

地域本部の運用等の詳細は、別紙『新宿ルール実践のための行動指針』を参照のこと。

■ 新宿駅周辺地域の特徴

		新宿駅西口地域	新宿駅東口地域
街の概況		<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅直近地区 西新宿一丁目を中心に多数の飲食店、小売店が混在して立地しており、多数の来街者で賑わっている ■ 超高層ビル群地区 西新宿二丁目を中心に、30棟以上の超高層ビルが林立する一大オフィス街を抱えており、朝夕のラッシュ時には非常に多くの在勤・在学者が通行している 	歌舞伎町や新宿三丁目を中心として、飲食店、小売店、映画館などの大小様々な規模の集客施設が立地しており、多数の来街者で賑わっている
地下施設	地下道	多数の地下道が張り巡らされている	メトロプロムナード（東京メトロ新宿駅と新宿三丁目駅間の通路）、東京メトロ副都心線コンコース（新宿五丁目交差点と高島屋新宿店の間の通路）を中心に地下道が張り巡らされている
	地下街	2つの地下街（小田急エース、京王モール）が新宿駅に接続している	2つの地下街（ルミネエスト、新宿サブナード）が新宿駅に接続している
情報提供設備の状況		<ul style="list-style-type: none"> ● 大型ビジョン 1基設置されている（東西自由通路） ● デジタルサイネージ 駅構内を中心に多数設置されている ● 放送設備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 区の防災行政無線スピーカー ・新宿中央公園 ・角筈特別出張所 ・エステック広場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型ビジョン 6基設置されている（アルタビジョン、フラッグスビジョン、ユニカビジョン、クロスシンジュークビジョン等） ● デジタルサイネージ 駅構内を中心に多数設置されている ● 放送設備 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 区の防災行政無線スピーカー ・新宿区役所 ・新宿駅東口駅前 ▶ 商店街設置スピーカー ・歌舞伎町商店街 ・新宿東口商店街
避難場所		新宿中央公園一帯	新宿御苑
大規模地震発生時の人の流れ		<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅直近地区 会社・学校等の組織に属さない来街者が、行き場のない滞留者・帰宅困難者となることが想定される ■ 超高層ビル群地区 会社・学校等の組織に属する在勤・在学者が自らの拠点に留まることが想定される 	会社・学校等の組織に属さない来街者が、行き場のない滞留者・帰宅困難者となることが想定される

(4) 想定する状況

① 被害の想定

大規模地震が新宿駅周辺地域にもたらす被害は、その規模や発生場所により大きく異なる。どのような被害であれ、発災後に必要な行動の基本的な流れは同じだが、取れる行動の選択肢、状況遷移に要する時間等は被害の軽重に大きく左右される。

そのため協議会では、様々な地震被害に柔軟に対応するために、以下のとおり被害を想定する。

■ 新宿駅周辺地域における被害の想定

規模	(例)	建物	交通機関	インフラ	一時滞在施設 開設要否	現地本部 開設要否
小	小笠原諸島 西方沖地震 (新宿での被害) H27.5.30	ほぼ被害なし	運休 (数時間程 度)	影響なし	不要	必要に 応じて判断
中	東日本大震災 の際の被害 (新宿での被害) H23.3.11	一部の建物に おいて、被害 が発生 (非構造部 材)	運休 (数時間～ 半日程度)	一般電話輻輳 その他は影響 なし	必要	必要
大	首都直下地震 (想定)	一部の建物に おいて被害が 発生 (非構造部 材、構造部 材)	運休 (数日以上)	一部機能停止	必要	必要

② 時間帯・平日/休日による人数バランスの想定

新宿駅周辺地域における滞在者と、地域防災の担い手（協議会関係者や地域の事業者等）の人数バランスは、下表に示すとおり、時間帯や平日/休日によって異なる。

例えば、土日祝日の昼は滞在者が多い一方で担い手の人数が少ないため、大規模地震が発生した場合は、少ない担い手で大規模な混乱に対処せざるを得ない状況に陥る等、時間帯ごとの傾向を把握して、対策を講じる必要がある。

■ 新宿駅周辺地域における人数バランスの想定

発災時間帯		滞在者の人数		地域防災の担い手の人数	
平日	日中	多い	通勤・通学者、買い物客や観光客により混雑している	多い	出勤者が多い
	夜間	多い	通勤・通学者、買い物客、観光客により混雑している	少ない	出勤者が少ない
	未明	少ない	滞在者の数は少なく、閑散としている 一部の繁華街には、ある程度の滞在者がいる	少ない	出勤者が少ない
土日 祝日	早朝	少ない	滞在者の数は少なく、閑散としている	少ない	出勤者が少ない
	日中 夜間	多い	買い物客や観光客により混雑している	少ない	出勤者が少ない
	未明	少ない	滞在者の数は少なく、閑散としている 一部の繁華街には、ある程度の滞在者がいる	少ない	出勤者が少ない

(5) 協議会が定める新宿駅周辺地域の防災対策の基本方針『新宿ルール』（平成21年3月策定）

災害対策には「自助」「共助」「公助」3つの力を結集することが大原則である。

協議会では、新宿駅周辺地域における防災対策の基本原則として、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく『新宿ルール』を以下のとおり定めている。

■ 新宿ルール1 組織は組織で対応する（自助）

災害時の応急対応の基本は自助である。発災時の新宿駅周辺地域においては、事業者は自らの社会的責務として、構成員や関係者に適切な対応を実施する。

- (例) ▶ 施設が安全である場合は、構成員や関係者を留める。
- ▶ 施設が安全でない場合は、構成員や関係者を避難場所等に誘導する。
 - ▶ 構成員や関係者に、正確な災害情報を提供する。
 - ▶ 構成員や関係者のためのトイレ・水・食料等を備蓄する。
 - ▶ 構成員や関係者に怪我人等が発生した場合、軽症者に応急手当を行う。

■ 新宿ルール2 地域が連携して対応する（共助）

事業者の自助だけでは対処できない事態に対しては、事業者や協議会、関係者による地域の共助により、対応する。

- (例) ▶ 東西現地本部を立ち上げる。
- ▶ 地域に各種情報（災害情報、安否確認方法等）を提供する。
(大型ビジョン等の情報提供装置の活用)
 - ▶ 行き場のない滞留者を、避難場所や一時滞在施設まで誘導する。
 - ▶ 傷病者への適切な処置のため、地域の医療機関及び医療関係者の連携を図る。

■ 新宿ルール3 公的機関が地域を支える（公助）

区や都、国等の公的機関は上記の自助と共助の取組を支える。

- (例) ▶ 一時滞在施設を確保する。
- ▶ 避難場所への避難誘導の仕組みを構築する。
 - ▶ 正確な情報（被害状況、交通情報、危険情報等）を地域に提供する。

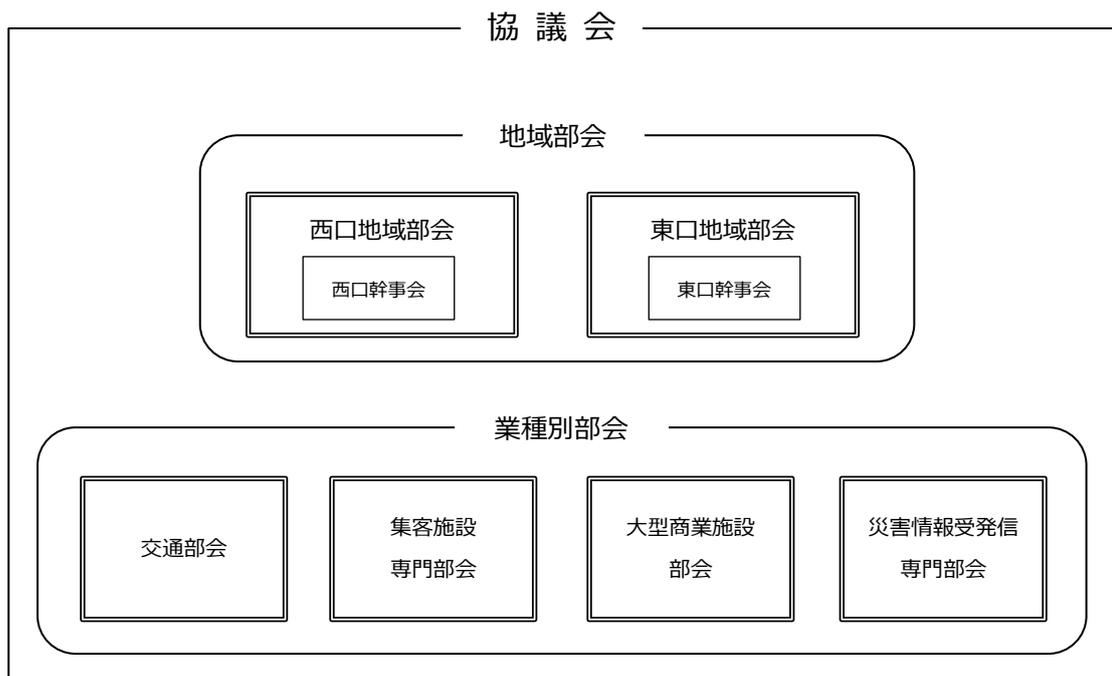
※ なお、協議会では、本ルールに基づく発災時の行動指針として、『新宿ルール実践のための行動指針』を定めている。内容についてはP.9を参照のこと。

(6) 協議会の体制

協議会内に2つの地域部会と4つの業種別部会を設置し、活動を行っている。

活動の詳細については、P.8に記載する。

また、構成員については、末尾の協議会委員名簿を参照のこと。



2 平時の活動

(1) 年間活動の流れ

協議会活動の年間スケジュールの概要は以下のとおりである。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	総会			●									
	地域部会(東)				●					●			
	地域部会(西)				●		●			●			●
研修	セミナー				●			●				●	
	講習会				●	●	●	●	●				
	訓練						企画		●	検証			

(2) それぞれの活動

① 総会

- 活動内容：前年度の協議会活動の報告、役職者変更の決定等
- 対象：協議会会員全員
- 開催頻度：年に1回

② 地域部会（東口地域部会、西口地域部会）

- 活動内容：訓練の企画等、それぞれの地域での活動を検討する。
- 対象：東口・西口それぞれの部会員
- 開催頻度：年に数回

※部会運営等の検討のために、それぞれの部会に事務局による幹事会を設けている。

③ セミナー・講習会

- 活動内容：協議会関係者の防災知識や経験の拡充のための、座学（セミナー）、訓練（講習会）
- 対象：協議会会員全員
- 開催頻度：年に数回

④ 訓練

- 活動内容：大規模地震発生を想定して、地域本部運営を初めとする
協議会の発災時の対応について訓練を実施し、その結果を検証する。
- 対象：協議会会員全員
※東口地域部会、西口地域部会それぞれで企画・実施している。
- 開催頻度：年に1回

3 災害時の活動

● 新宿ルール実践のための行動指針

大規模地震発生直後は、来街者や事業者、公共機関等が各自の判断で避難や応急活動などを行うことになるが、それぞれが協調した行動を取れなければ、大きな混乱が発生するおそれがある。

このような事態の発生を防ぐためには、協議会の基本方針である新宿ルールの実践力を高め、新宿駅周辺エリアの来街者や事業者等が一体となってエリアの混乱に対処する必要がある。そのため協議会では、新宿ルールに基づく発災時の行動指針を以下のとおり定めている。

新宿ルール実践のための行動指針

- 1 むやみに移動しない
- 2 地域本部を中心に連携する
- 3 地域で傷病者に対応する

なお、この指針の詳細や指針に基づく行動の詳細については、別紙『新宿ルール実践のための行動指針』を参照のこと。

新宿駅周辺防災対策協議会 構成団体

(1) 協議会

団体区分	団体名
日本赤十字社	日本赤十字社東京都支部
	東京都赤十字血液センター新宿東口献血ルーム
経済団体	東京商工会議所新宿支部
商店街振興組合	新宿大通商店街振興組合
	歌舞伎町商店街振興組合
	新宿東口商店街振興組合
	新宿駅前商店街振興組合
	西新宿一丁目商店街振興組合
	新宿西口商店街振興組合
	西新宿商興会
大型商業施設事業者	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店
	株式会社丸井 新宿マルイ本館
	株式会社ルミネ 新宿店
	株式会社ルミネ ルミネエスト店
	株式会社ルミネ ニュウマン新宿店
	株式会社高島屋 新宿店
	株式会社小田急百貨店
	株式会社京王百貨店
	東急歌舞伎町タワー
ホテル事業者	株式会社京王プラザホテル
	株式会社西新宿ホテルアンドリゾート
集客施設事業者	東京都興行生活衛生同業組合新宿支部
地下街管理者	新宿サブナード株式会社
	京王地下駐車場株式会社
	新宿新都心開発協議会
	住友不動産株式会社
	エステック株式会社
	損害保険ジャパン株式会社
	朝日不動産管理株式会社 新宿エルタワー管理部

超高層ビル管理者	東京シティコア株式会社 新宿モノリス事業所
	新宿第一生命ビルディング
	新宿エヌ・エスビル株式会社
	KDDI株式会社
	東京都市開発株式会社
	株式会社新宿アイランド
	三井不動産ビルマネジメント株式会社
	野村不動産パートナーズ株式会社
	新宿センタービル管理株式会社
	東京ガス不動産株式会社
	新宿グリーンビル管理株式会社
	平成ビルディング株式会社 新宿ファーストウエスト事業所
	東京都総務局総務部総務課警備担当
	東京都財務局建築保全部
学校管理者	学校法人 工学院大学
	学校法人 電子学園
	学校法人 日本教育財団
障害者団体	新宿区障害者団体連絡協議会
鉄道・運輸・輸送機関	東日本旅客鉄道株式会社 新宿統括センター(新宿駅)
	小田急電鉄株式会社 新宿管区
	東京地下鉄株式会社 新宿駅務管区 新宿地域
	京王電鉄株式会社鉄道営業部新宿駅管区
	西武鉄道株式会社
	東京都交通局都庁前駅務管区市ヶ谷駅務区
	東京都交通局都庁前駅務管区都庁前駅務区
	東京都交通局早稲田自動車営業所
医療機関	一般社団法人 新宿区医師会
	東京医科大学病院
ライフライン機関	NTT東日本 東京北支店
	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社
	東京ガス株式会社 東京中支店
	東京都水道局新宿営業所
	東京都下水道局 西部第一下水道事務所 お客さまサービス課 新宿出張所
道路管理者	国土交通省東京国道事務所代々木出張所

避難場所等管理者	環境省自然環境局新宿御苑管理事務所
	新宿中央公園管理事務所
警察	警視庁第四方面本部
	警視庁新宿警察署
	警視庁四谷警察署
消防	新宿消防署
	四谷消防署
	株式会社スタジオアルタ
	一般社団法人歌舞伎町タウン・マネージメント
	株式会社ネオキャリア
	東宝株式会社 不動産経営部
	株式会社フラッグスビジョン
	株式会社ユニカ
	株式会社理経
	東京建築士会新宿支部
	日清食品ホールディングス株式会社
	一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部
株式会社中村屋	

(2) 部会

交通部会	団体名
部会長	東日本旅客鉄道株式会社 新宿営業統括センター(新宿駅)
部会員	小田急電鉄株式会社 新宿管区
部会員	東京地下鉄株式会社 新宿駅務管区 新宿地域
部会員	京王電鉄株式会社 鉄道営業部新宿駅管区
部会員	西武鉄道株式会社
部会員	東京都交通局都庁前駅務管区市ヶ谷駅務区
部会員	東京都交通局都庁前駅務管区都庁前駅務区
部会員	東京都交通局早稲田自動車営業所

集客施設部会	団体名
部会長	株式会社京王プラザホテル
部会員	株式会社ホテル小田急
部会員	東京都興行生活衛生同業組合新宿支部

大型商業施設部会	団 体 名
部 会 長	株式会社三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店
部 会 員	株式会社丸井 新宿マルイ本館
部 会 員	株式会社ルミネ 新宿店
部 会 員	株式会社ルミネ ルミネエスト店
部 会 員	株式会社ルミネ ニュウマン新宿店
部 会 員	株式会社小田急百貨店
部 会 員	株式会社京王百貨店
部 会 員	株式会社高島屋 新宿店
部 会 員	新宿サブナード株式会社
部 会 員	京王地下駐車場株式会社

災害情報受発信部会	団 体 名
部 会 長	NTT 東日本 東京北支店
部 会 員	株式会社スタジオアルタ

(3) その他参加団体（オブザーバー等）（順不同）

団 体 名
公益財団法人 東京都保健医療公社 大久保病院
J R東京総合病院
東京女子医科大学
新宿E A S T推進協議会
東京建築士会
株式会社小田急SCディベロップメント
株式会社新都市ライフホールディングス
セイコーエプソン株式会社
SOMPOコーポレートサービス株式会社
SOMPOリスクマネジメント株式会社
大成建設株式会社
東京建物株式会社
野村不動産株式会社
株式会社ハイジア
白山工業株式会社
富士電機株式会社
東京都総務局総合防災部防災管理課

東京都第三建設事務所
東京消防庁
公益財団法人 東京都道路整備保全公社
気象庁地震火山部
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
一般財団法人 都市防災研究所
国立研究開発法人 防災科学技術研究所
株式会社ソリトンシステムズ
一般財団法人 D R I ジャパン
特定非営利活動法人新宿環境活動ネット
Facility Management 防災 Lab
特定非営利活動法人 火山防災推進機構
日本アムウェイ合同会社
AIG 損害保険株式会社

新宿駅周辺防災対策協議会の取組

令和6年6月

新宿駅周辺防災対策協議会

事務局：新宿区危機管理担当部危機管理課

TEL : 03-5273-4592 FAX : 03-3209-4069 e-mail : bosai@city.shinjuku.lg.jp